

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成30年度）

令和元年〇〇月〇〇日

豊橋市長 様

報告者
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

前年度(実績年度)を記入

前年度(実績年度)を記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成30年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社 A社 工場				業種	製造業			
積替え保管無し ・処分場に直送の場合		豊橋市今橋町1番地				電話番号	0532-51-2410			
番号	産物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
1	金属くず	22	5	111111	株式会社B社	愛知県豊橋市〇町4-6	111112	株式会社C社		
2	廃プラスチック類	5	4	111113	株式会社D社	愛知県岡崎市〇町1-2	111114	株式会社E社	岐阜県〇△市〇町2-4	
3	がれき類	12	6	111115	株式会社F社	愛知県豊橋市〇町2-5	111116			
4				111117	株式会社G社	愛知県豊川市〇町3-5	111118	株式会社H社	愛知県名古屋市×町3-7	

積替え保管有り
・運搬業者を変更して
運搬した場合

許可番号は下6桁を記入

運搬業者が変更した
場合は行を変えて記
入

- 備考 1 この報告書は、管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一事業場内に複数の事業場が設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類は、廃棄物の性状及びその含有成分等に基づき、産業廃棄物の種類区分表に基づき決定すること。
- 4 業種には日本標準業種分類表に基づき決定すること。
- 5 運搬又は処分票に「水銀含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。